



介護者だより No.364

令和元年 12月1日
多可町社会福祉協議会発行

今年も残すところ1ヶ月となりました。今年は寒くなったり、また暖くなったり、ということが多いですが、みなさんお元気にお過ごしでしょうか。

さて、多可町介護者の会では、11月、八千代区にある“あすなろの郷”が行われている“あすなろ喫茶”に参加し、おいしいモーニングセットをいただきながらカラオケも楽しんで、介護のストレスを発散されました。あすなろ喫茶は、毎月第1火曜日の午前10時～12時にささゆりふれあいセンター（八千代区中野間）で開催されています。みなさんもぜひ行かれてみてはいかがでしょうか。

12月、多可町介護者の会では、恒例のクリスマスケーキ作りを行います。一緒にケーキを作って試食、さらに1人1つのお土産も付きます。ぜひご参加ください。



介護のポイント「日常生活自立支援事業」

～日常生活自立支援事業について～

「日常生活自立支援事業パンフレット」参照

介護保険制度などの福祉サービスを利用するには、自分で福祉サービスを選び、契約しなければなりません。しかし、判断能力に不安があるために、上手に福祉サービスを選ぶことができなかつたり、利用料がきちんと支払えないことがあります。

「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」とは、そのような方々が自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるように、社会福祉協議会が「福祉サービスの利用を援助する」ための事業です。

◆利用できる方は？

在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障害者、精神障害者などの方で、本人の利用意思が確認できる方です。家族と一緒に住んでいる方やグループホームやケアハウスなどに住んでいる方も利用できます。

◆どんなサービスを受けられるの？

①福祉サービスを利用できるようにお手伝いします。

福祉サービスを利用したいときに相談を受けたり、分からないことを説明します。そして、利用できるように手続きのお手伝いをします。また、福祉サービスの苦情の相談を受け、窓口につなぐなど解決のお手伝いをします。

②生活に必要なお金の管理をお手伝いします。

毎日の生活に必要なお金を金融機関や郵便局で出し入れしたり、電気やガスなどの公共料金や家賃などのお支払いをします。また、送られてくる手紙を確認し、手続きが必要なときはそのお手伝いをします。

③通帳や公的書類などをお預かりします。

通帳や公的書類などの自己管理に不安がある場合に預かることができます。



※この事業を利用するには本人との“契約”が必要です。まずは、社会福祉協議会へお問い合わせください。契約後は利用料が発生しますが、契約を結ぶまでは無料となります。

多可町介護者の会 “クリスマスケーキ作り”のご案内

- とき 12月19日(木)
午後1時30分～3時30分
- ところ 八千代コミュニティプラザ
(八千代区中野間)
- 参加費 1,000円(当日徴収)
- 持ち物 エプロン、三角巾、
ハンドミキサー(あれば)
- 〆切り 12月12日(木)



1人1個のお土産があります☆

多可町介護者の会では、12月頃から来年度(4月以降)の予定を相談し始めます。「なかなか会には行けないが、こんな内容(日時なども)なら行きやすいのにな～」というようなご意見・ご希望があればぜひご連絡ください!

介護されている方が集まり、ほっとできる場「多可町介護者の会」を一緒につくっていきましょう!

《お問い合わせ、ご連絡先》 多可町社会福祉協議会

本部・中支部	32-3425
加美支部	30-8151
八千代支部	37-0360



※介護者だよりはみなさんからお寄せいただいた赤い羽根共同募金の配分金を使って発行しています。